

令和4年度調布市立学校における児童・生徒のいじめ・不登校等の調査報告について

令和5年10月31日
調布市教育委員会指導室

資料1

1 調査の概要

(1) 調査の目的

調布市立小・中学校における児童・生徒のいじめ・不登校等の実態を把握し、それぞれの未然防止、早期発見、早期対応の充実を図る。

(3) 調査項目（文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」の定義による）

【いじめ】

○ 児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。（いじめ防止対策推進法）

【不登校】

○ 令和5年3月31日現在の在学者のうち、「児童・生徒指導要録」の「欠席日数」欄の日数により、令和4年度間に連続又は断続[※]して30日以上欠席した児童生徒数
○ 何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にある者（ただし、「病気」や「経済的理由」による者を除く。）の数
※ 断続・・・時々とぎれながら続くこと

(2) 調査の概要

- 令和4年度における各校の「いじめ」「不登校」「暴力行為」の実態を把握するため、令和5年4月に実施。
- 調査は、教員が回答

【暴力行為】

○ 自校の児童生徒が、故意に有形力（目に見える物理的な力）を加える行為（「対教師暴力（教師に限らず、用務員等の学校職員も含む。）」「生徒間暴力（何らかの人間関係がある児童生徒同士に限る。）」「対人暴力（対教師暴力、生徒間暴力の対象者を除く。）」「器物破損（学校の施設・整備等）」）
※ ただし、家族・同居人に対する暴力行為は、調査対象外とする。

2 調布市教育プランとの関連

(1) 施策及び主な取組

施策1 【豊かな心の育成】＜主要事業 1 命を大切に教育の推進 2 人権教育の推進 3 いじめの防止と対応 4 道徳教育の推進＞

主な取組 ○ 「命」の授業及び「いのちと心の教育」月間の取組等、児童生徒が主体的に考える取組の推進

○ 人権教育全体計画・年間指導計画に基づく取組の推進 ○ 主体的に考え、議論する道徳授業の充実 ○ 道徳授業地区公開講座の実施

施策4 【個に応じたきめ細かな支援】＜主要事業 13 不登校児童・生徒への支援 14 個に応じたきめ細かな教育相談の充実＞

主な取組 ○ 自己存在感や充実感等が感じられる「居場所づくり」や、主体的に取り組む協働的な活動を通じた「絆づくり」の充実など、不登校の未然防止のための魅力ある学校づくりの推進 ○ 教育相談の充実と関係機関との連携

(2) 成果指標

いじめはどんな理由であってもいけないことを理解した児童・生徒の割合	校種	目標値	R1	R3	R4
	小学校	100%	96.2%	96.2%	95.6%
中学校	100%	92.9%	94.7%	95.6%	

※ 令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により調査未実施

3 いじめ・不登校等の実態

いじめ	認知件数 (件)							
	小学校				中学校			
年度	R1	R2	R3	R4	R1	R2	R3	R4
全国	484,545	420,897	500,562	551,944	106,524	80,877	97,937	111,404
東京都	57,427	38,384	54,210	59,357	6,968	4,090	5,560	6,841
調布市	5,193	2,127	1,542	1,786	155	156	202	346
R3 学年別いじめの認知件数								
小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3
368	298	311	230	165	170	138	51	13
R4 学年別いじめの認知件数								
小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3
353	339	331	308	278	177	193	109	44

全ての小・中学校でいじめを認知している。小学校の認知件数は、令和元年度から減少傾向にあったが、令和4年度は増加に転じた。中学校の認知件数は、増加傾向が続いている。最も多いいじめの態様は、「冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」（小学校1,152件、中学校268件）であり、「パソコンや携帯電話等でひぼう・中傷や嫌なことをされる」が小学校10件（令和3年度5件）、中学校22件（令和3年度15件）で特に増加している。

不登校	出現率 (%)							
	小学校				中学校			
年度	R1	R2	R3	R4	R1	R2	R3	R4
全国	0.83	1.00	1.30	1.70	3.94	4.09	5.00	5.98
東京都	0.88	1.06	1.33	1.78	4.76	4.93	5.76	6.85
調布市	0.89 (99)	1.06 (119)	1.41 (161)	1.84 (210)	3.94 (158)	4.05 (171)	4.23 (186)	5.66 (254)
R3 学年別不登校児童・生徒数								
小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3
8	14	21	28	47	43	43	74	69
R4 学年別不登校児童・生徒数								
小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3
13	25	27	36	42	67	82	87	85

不登校出現率は、小・中学校共に上昇した。特に、90日以上欠席している児童・生徒数は、小学校100人（令和3年度73人）、中学校168人（令和3年度126人）であり、長期間にわたる欠席児童・生徒数が増加している。不登校の主たる要因は、小・中学校共に、本人に係る状況の「無気力・不安」が最も多い（小学校155人、中学校230人）。また、不登校児童・生徒のうち、学校内外の機関で相談・指導等を受けていない児童は71人、生徒は103人である。

暴力行為	発件数 (件)							
	小学校				中学校			
年度	R1	R2	R3	R4	R1	R2	R3	R4
全国	43,614	41,056	48,138	61,455	28,518	21,293	24,450	29,699
東京都	1,040	930	1,249	1,904	1,296	843	861	976
調布市	25	23	22	31	46	7	30	51
R3 学年別加害児童・生徒数								
小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3
3	2	3	2	3	2	27	7	3
R4 学年別加害児童・生徒数								
小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3
5	6	3	5	6	6	29	16	6

暴力行為の発件数は、令和3年度と比較して、小・中学校共に増加した。内訳としては、「児童・生徒間暴力」が最も多く（小学校14件、中学校35件）、次いで「器物損壊」が多い（小学校10件、中学校12件）。学年別に見ると、中学1年生が最も多く（29人）、中学2年生がその次に多い（16人）。中学校では、特定の生徒による複数回にわたる暴力行為が見られた。

4 今後の取組

いじめ	不登校	暴力行為
<p>○教職員と子どもの信頼関係を構築し、魅力ある授業を実現する。</p> <p>○職員会議等を通じて、「学校いじめ防止基本方針」についての共通理解を図る。</p> <p>○「学校いじめ対策委員会」の役割を明確化し、定期的な会議を開催するとともに、アンケートを実施していじめの早期発見に努める。</p> <p>○年3回以上、いじめに関する校内研修を実施する（うち重大事態について1回）。</p> <p>○年3回以上、道徳や学級活動の時間にいじめに関わる問題を取り上げ、指導する。</p> <p>○SNSに関する「学校・家庭ルール」づくり、ルールの見直しに関する取組を行う。</p> <p>○様々な困難・ストレスへの対処方法を身に付けるための教育（SOSの出し方に関する教育）を実施する。</p> <p>○謝罪等が終わっても安易に解消したものとせず、一定期間組織的に見守る体制を確立し、子どもが安心して生活を送ることができるようになるまで支援する。</p> <p>○暴力を伴ういじめなど、犯罪行為として取り扱われるべきであると考えられる事案については、所轄警察署や児童相談所等と適切に連携して対応する。</p> <p>○スクールカウンセラーによる小5・中1全員面接により、相談機会の充実を図る。</p>	<p>○「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、児童・生徒が自ら進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指した支援を行う。</p> <p>○児童・生徒の自己肯定感や自尊感情を高める指導（「居場所づくり」と「きずなづくり」）の充実を図る。</p> <p>○適応指導教室「太陽の子」や不登校特例校第七中学校「はしうち教室」、訪問型支援「みらい」において、通室する児童・生徒が様々な経験ができるよう体験活動のプログラムを取り入れるとともに、その指導・支援体制の充実を図る。</p> <p>○一人1台端末を活用した学習支援など、学校とつながっている安心感と学習保障の充実を図る。</p> <p>○スクールソーシャルワーカーを学校に配置するモデル事業を実施し、速やかに専門家と連携した支援を開始できる体制を強化する。</p> <p>○「学校に行きづらい子の保護者の集い」、「太陽の子」や「はしうち教室」における保護者会の開催を通して、保護者同士が悩みや不安を話し合える機会を設ける。</p> <p>○不登校施策に係る検討委員会を設置し、不登校支援方針とそれに基づく支援プランを策定する。</p>	<p>○暴力行為の防止につながる「発達支持的生徒指導[※]」を推進するため、校内の雰囲気づくりや児童・生徒への教育、働き掛けの在り方等について共通理解を図る。</p> <p>○暴力行為を含む児童・生徒の非行防止等を目的に、家庭・地域・警察等の関係機関と連携して「セーフティ教室」を実施する。</p> <p>○全ての教職員で、生活指導の目標や方針、指導基準の共通理解を図り、一貫性のある対応ができる校内指導体制を構築する。</p> <p>○暴力行為を行った児童・生徒本人への指導と他の児童・生徒の安全・安心確保や心のケアに向けた対応を行う。</p> <p>○児童・生徒がきまりやルールを作成し、自分たちで行動し、行動を振り返り評価・改善していく活動の充実を図る。</p> <p>○ストレスマネジメントやアンガーマネジメントをテーマにした教員対象の研修会を開催するとともに、スクールカウンセラーを講師とした校内研修の実施を促進する。</p> <p><small>※「発達支持的生徒指導」は、文部科学省「生徒指導要領（令和4年12月）」において示された用語で、特定の課題を意識することなく、全ての児童・生徒を対象に、学校教育の目標の実現に向けて、全ての教育活動において進められる生活指導の基盤となるものとされている。例えば、暴力行為に関する「発達支持的生徒指導」として、児童・生徒が「他者を思いやり、傷つけない人」に育つことを意識した、校内の雰囲気づくりや道徳教育、人権教育等の教育や日頃の働き掛けが期待されている。</small></p>

